

建築基準法の改正に伴い平成 27 年 6 月 1 日より 仮使用の手続きが変更となります

- 「仮使用承認」から「仮使用認定」へと制度が変更となります。
- 仮使用部分と工事部分とが防火上有効に区画されていること等の一定の安全上・防火上・避難上の基準に適合すると、指定確認検査機関・建築主事が認めたとときには仮使用できるようになります。
- 建築確認→中間検査→仮使用認定→完了検査という確認検査の一連の手続きを、同一の指定確認検査機関で実施することも可能となり、手続きの円滑化が図られます。

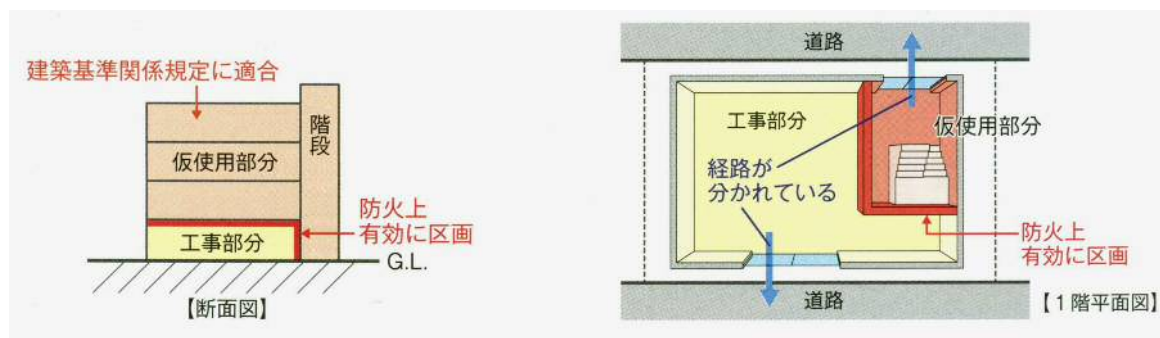
◆仮使用をしようとする場合、避難施設等の代替措置を要するものなど裁量性のある判断を行うものは、従来どおり川崎市（特定行政庁）への申請が必要です。

■指定確認検査機関で実施する仮使用の認定基準のポイント

指定確認検査機関が仮使用認定できる基準の概要は、以下の内容を満たしているもの等となります。

- ① 工事部分と仮使用部分が防火上有効に区画されていること
- ② 工事業者等の経路と、仮使用部分を利用する者の経路が重複しないこと
- ③ 仮使用部分が建築基準関係規定に適合していること

※：仮使用認定をできる指定確認検査機関であるか否かは、あらかじめ各指定確認検査機関にお問い合わせください。



このチラシの内容についてのお問い合わせ先

○川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命川崎ビル7階
まちづくり局指導部建築指導課 建築安全担当 TEL：044-200-2757